
適正な下水道使用料について

～ 下水道事業の将来推計と使用料改定の方向性について ～

経済建設部下水道課

目次

1. 下水道事業会計の仕組み
2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計
3. 下水道使用料の検証

まとめ

1. 下水道事業会計の仕組み

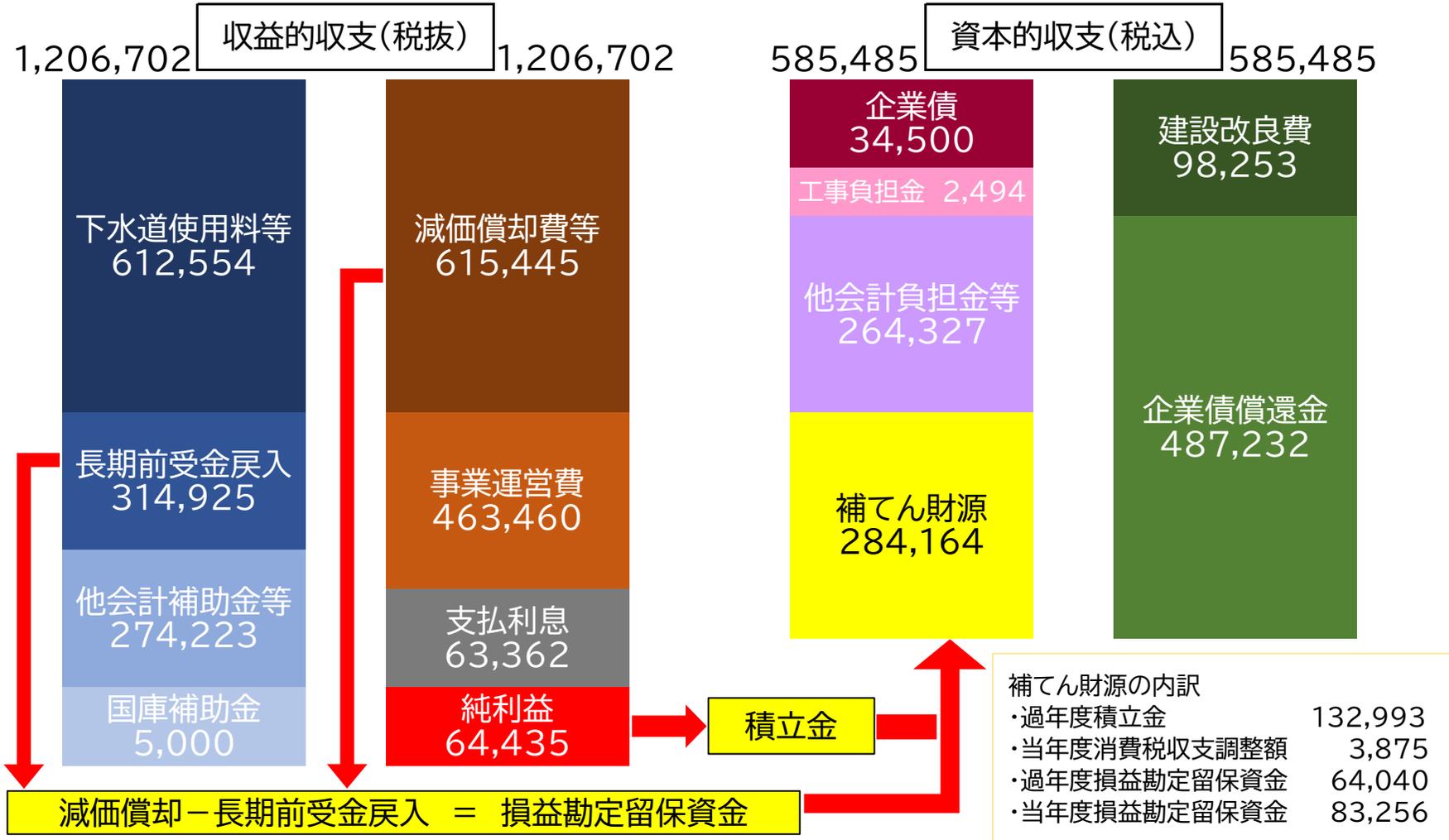
○収益的収支と資本的収支

	収益的収支	資本的収支
内容	下水道事業(下水道管維持管理等)を運営するために必要な収入と支出	下水道施設の整備や更新のために必要な収入と支出
主な収入	<ul style="list-style-type: none">・下水道使用料・他会計補助金(一般会計の運営費補助金)・長期前受金戻入 (補助金等により取得した資産の減価償却見合い分の収益化額)	<ul style="list-style-type: none">・企業債 (施設建設・更新に充てるための借入金)・国庫補助金・他会計負担金 (一般会計の建設費補助金)
主な支出	<ul style="list-style-type: none">・事業運営費・企業債支払利息・減価償却費(建設に要した金額を毎事業年度の費用として配分した費用)	<ul style="list-style-type: none">・建設改良費・企業債償還金 (建設等のために借り入れた企業債の元金償還金)

1. 下水道事業会計の仕組み

○令和5年度決算状況

(単位：千円)



2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計

○有収水量(使用料対象水量)の試算

有収水量とは

下水道使用料徴収の対象となる排出量。

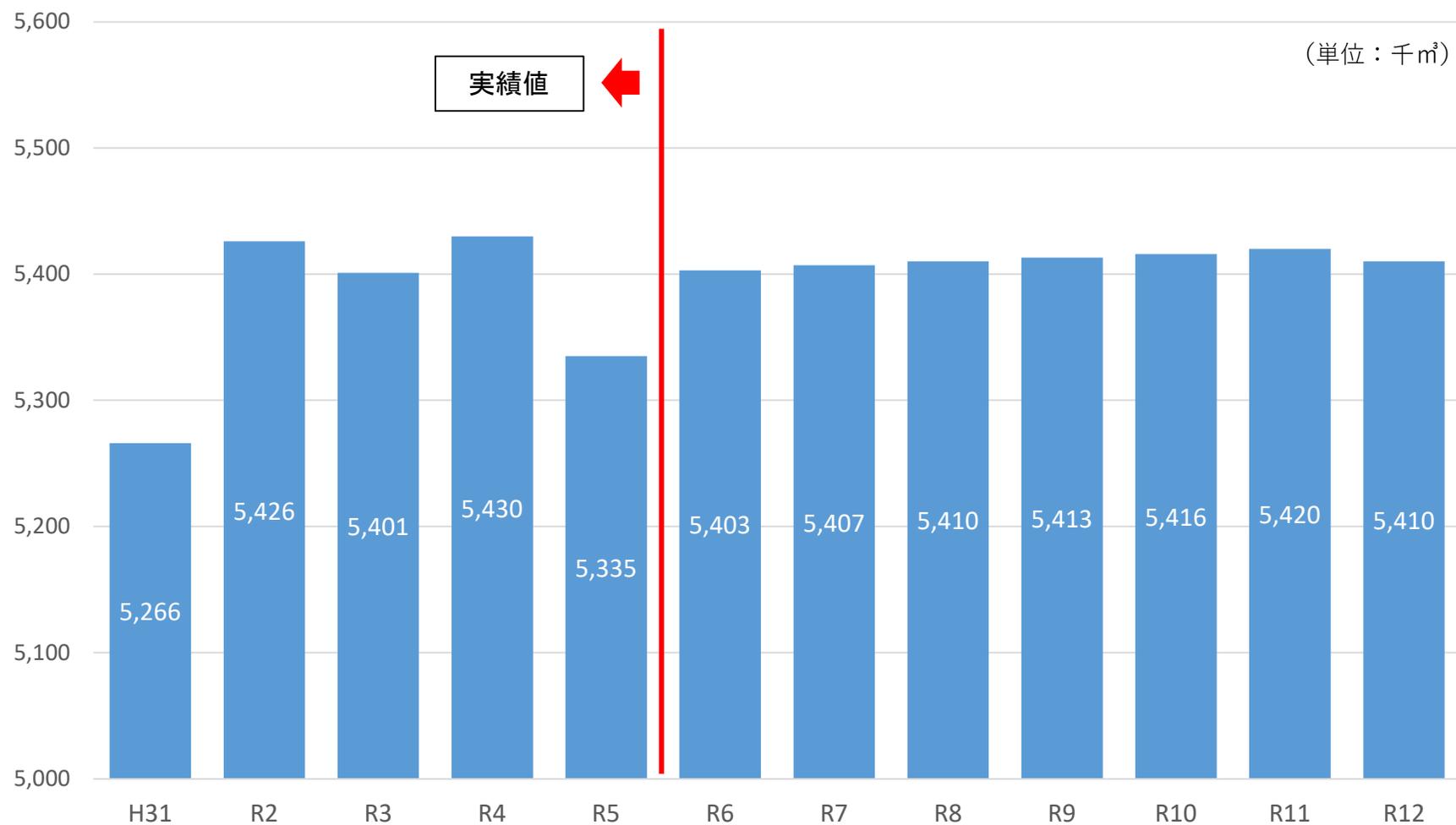
排出量によって下水道使用料が変動する仕組みになっているため、有収水量の想定が下水道使用料見込に大きく影響する。

試算条件

豊明市総合計画で推計された人口より算定した接続人口(水洗化人口)推計値に水洗化人口1人当たり有収水量を乗じて、各年度の有収水量を算定する。

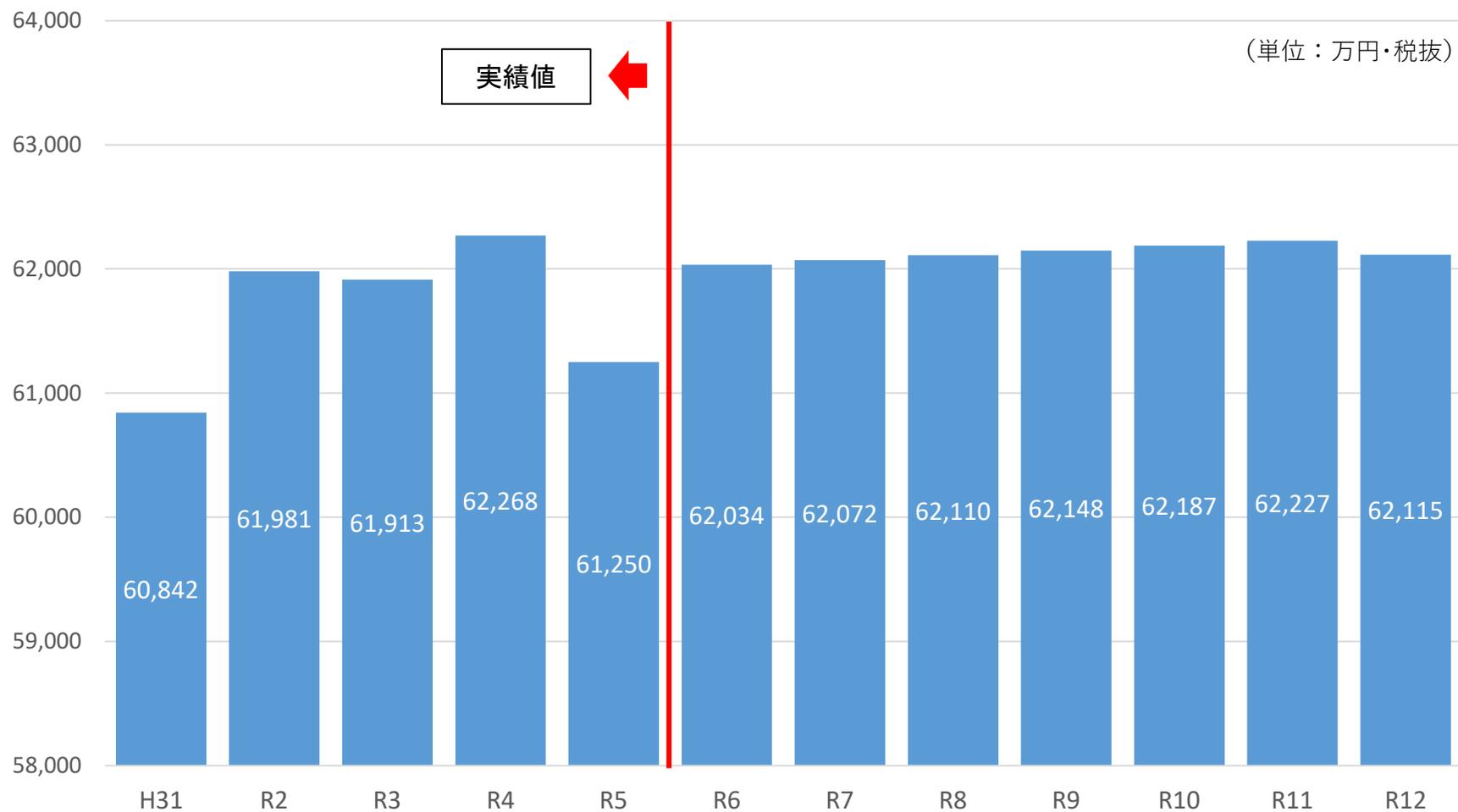
2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計

○有収水量(使用料対象水量)の予測



2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計

○下水道使用料の予測



2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計

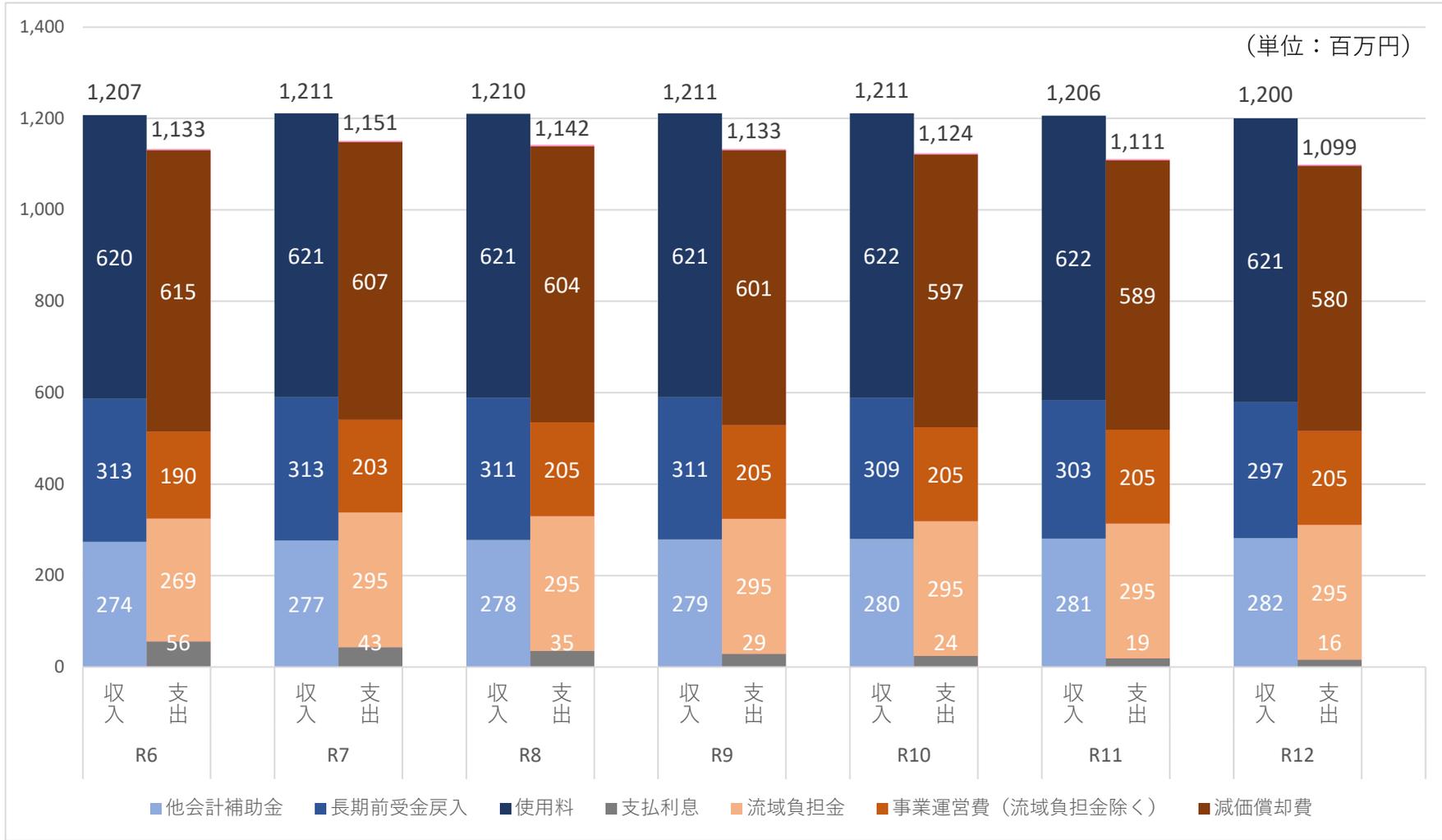
○収益的収支計画の見直し

- ・経営戦略策定時(令和2年度)の見込から最新の内容に見直します。

主な修正項目	修正内容	試算条件等
修繕費	修繕実績の反映	令和5年度に作成したストックマネジメント実施方針に基づき数値を修正。
委託費	委託契約内容の反映	現在の委託契約をもとに数値を修正。
人件費	賃金上昇の反映	現在と同水準の職員数で推移するものとし、令和6年度の人事院勧告の引き上げ割合を参考に数値を修正。
流域下水道維持管理費 負担金	負担金上昇の反映	令和7年度～9年度の境川流域下水道収支計画に基づき、数値を修正。

2. 下水道使用料と使用料対象経費の推計

○収益的収支の予測



3. 下水道使用料の検証

○下水道使用料検証のポイント

ポイント①

汚水処理にかかる費用を下水道使用料収入により回収することが必要

経費回収率100%を目指す必要がある。

ポイント②

①安定的に事業を継続していくためには、他会計補助金(一般会計繰入金)に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築くことが必要

②他会計補助金(一般会計繰入金)【租税収入が財源】により汚水処理にかかる費用を回収することは、下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえ検討することが必要

他会計補助金(一般会計繰入金)の削減を目指す必要がある。

3. 下水道使用料の検証

○ 経費回収率とは

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%以上であることが求められる。

$$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費} \times 100$$

○ 経費回収率の推移

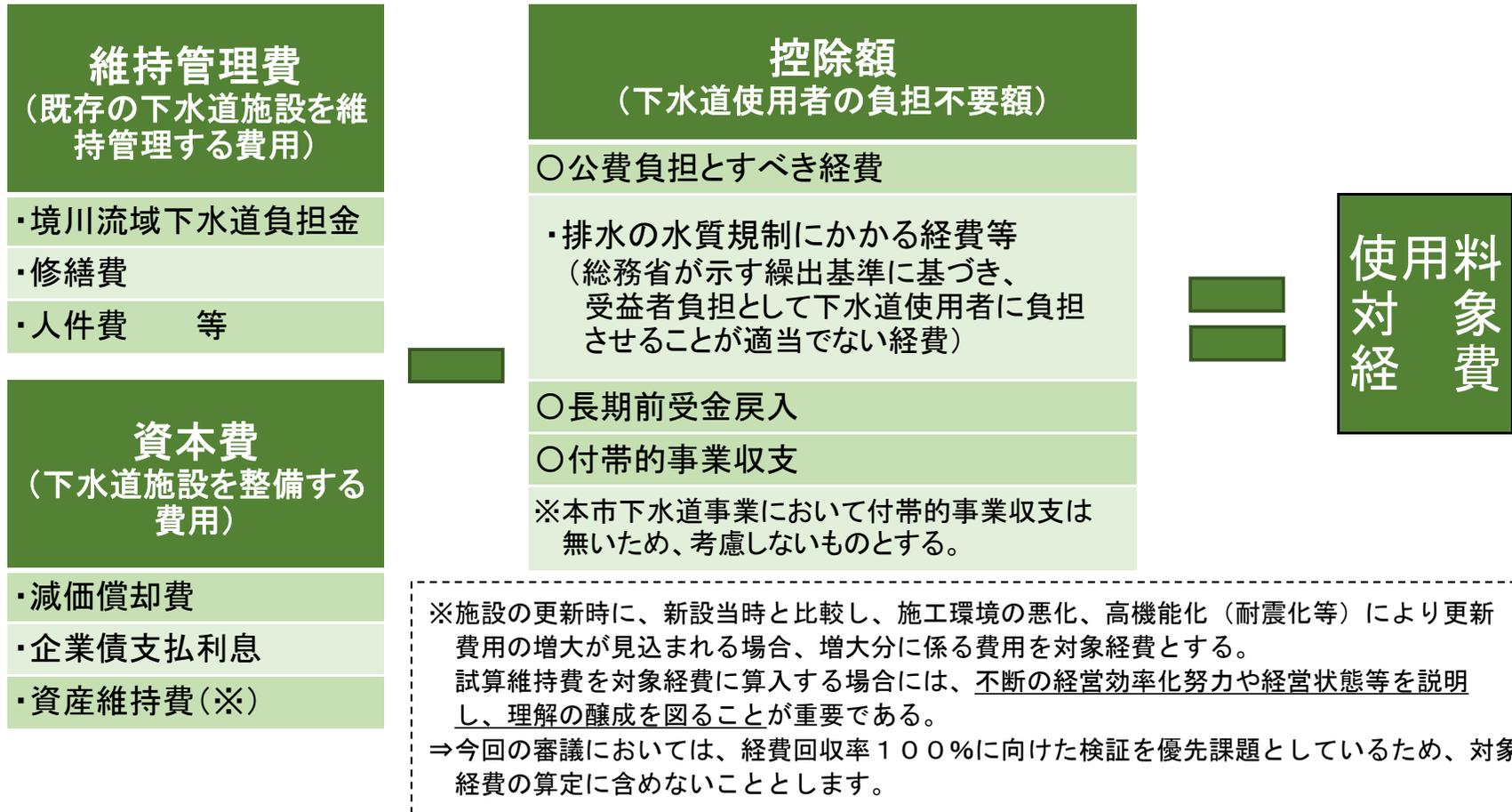
H31	R2	R3	R4	R5
69.66	84.81	88.67	88.77	84.05

※1 R2年度から公営企業会計へ移行。H31年度は、移行に伴う打ち切り決算が原因で数値が低下しています。
(打ち切り決算の影響を排除した場合、78.5となる見込みです。)

⇒ 100%を下回る経営状況が常態化している。

3. 下水道使用料の検証

○ 下水道使用料で賄うべき経費①



3. 下水道使用料の検証

○ 下水道使用料で賄うべき経費②

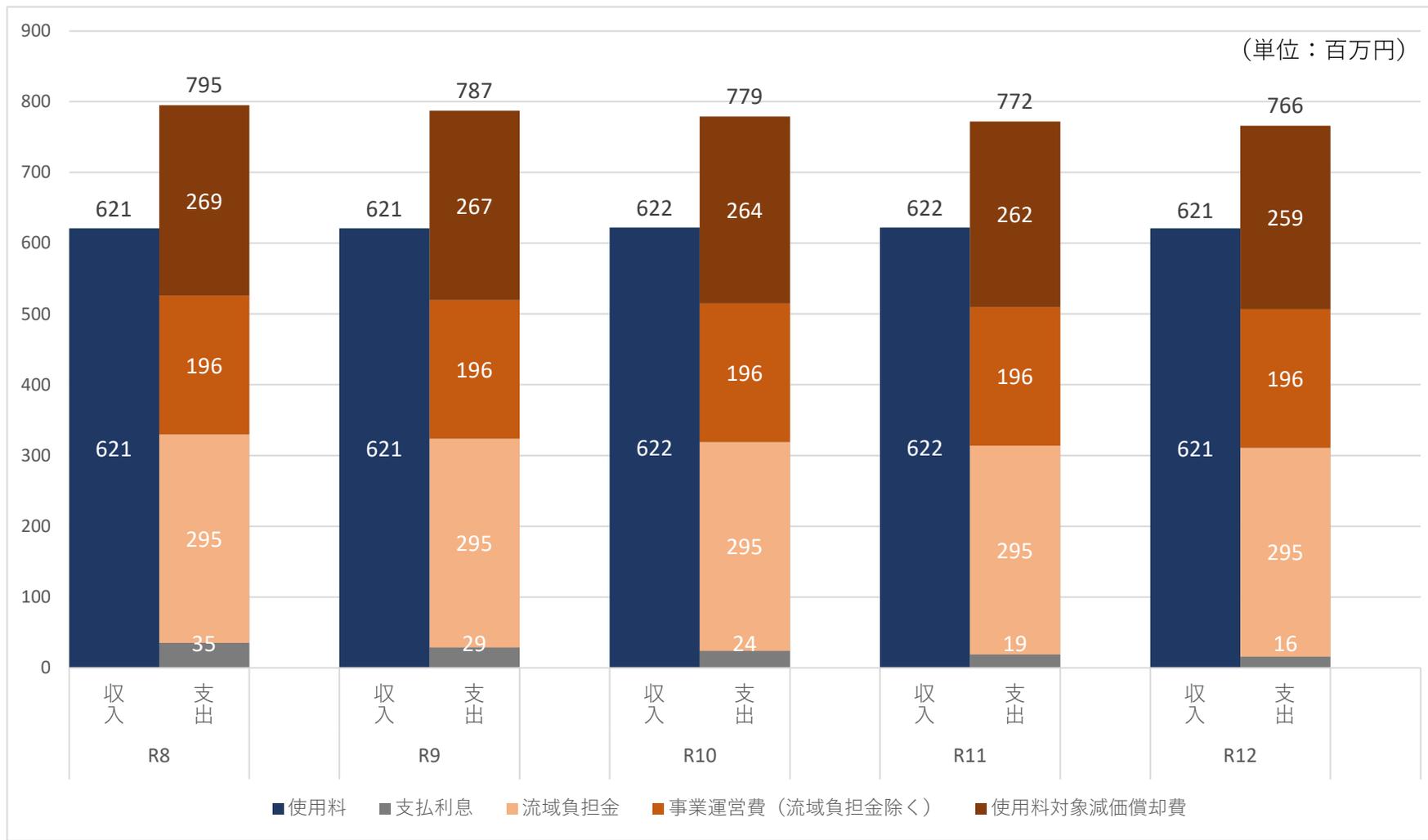
【使用料算定期間】令和8年度から令和12年度まで

(単位:千円・税抜)

	経 費	長期前受金 戻 入	公費負担額	使用料 対象経費
維持管理費	2,504,415	0	46,398	2,458,017
管渠費	535,915	0	46,398	489,517
流域負担金	1,477,000	0	0	1,477,000
総係費等 (人件費等その他費用)	491,500	0	0	491,500
資本費	3,095,467	1,530,851	118,467	1,446,149
減価償却費	2,972,304	1,530,851	118,467	1,322,986
支払利息	123,163	0	0	123,163
合計	5,599,882	1,530,851	164,865	3,904,166

3. 下水道使用料の検証

○現行使用料と対象経費の比較



3. 下水道使用料の検証

○ 対象経費と現行使用料との差異

使用料対象経費	使用料収入 (現行使用料体系による見込)	不足額(R8~R12)
3,904,166千円	3,107,872千円	796,294千円



不足額(約8億円)は、一般会計からの繰入金＝税金により補てんされる。
 一定程度の下水道整備が完了した状況においては、下水道普及の便宜を享受できる
 住民とそうでない住民との間の公平性を踏まえ検討する時期を迎えている。

不足額を賄う場合の使用料改定率(目安) 25.6%

25.6%使用料改定を行った場合
 の経費回収率見込

R8	R9	R10	R11	R12
97.75%	98.93%	99.92%	100.85%	101.47%



経費回収率100%水準を確保することが可能となる。

3. 下水道使用料の検証

○ 使用料単価

使用料単価とは

使用料収入÷年間有収水量で算定される。【114.81円(R5実績)】
有収水量1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

○総務省が示す下水道使用料が目指すべき水準について
下水道事業における使用料対象経費に対する地方財政措置については、最低限
行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³(=使用料単価150円)
を前提として行われています。(H26.8.29付総務省公営企業課長等通知)

	改定前	改定率	改定後
今回の想定値	114.81円	25.6%	144.20円
前回の改定時 (H29.4)	106.44円 (H28実績)	15.4%	115.28円 (H30実績)

(公共下水道事業分)

3. 下水道使用料の検証

○ 県内自治体の使用料改定状況

県内自治体の改定状況						
改定時期	団体名	平均改定率	使用料単価 (改正前)	使用料単価 (改正後)	単価 増加額	2段階改正 予定等
R4. 1	春日井市	15. 0%	131. 9円	150. 7円	18. 8円	
R4. 10	大府市	9. 0%	88. 7円	—	—	11%改定(R7.4)
R5. 1	半田市	16. 05%	117. 1円	137円	19. 9円	
R5. 4	江南市	18. 7%	107. 3円	135円	27. 7円	11.7%改定(R9.4)
R5. 4	知立市	29. 53%	98. 1円	126. 3円	28. 2円	
近隣自治体の改定状況						
改定時期	団体名	平均改定率	使用料単価 (改正前・R5)	使用料単価 (改正後・見込値)	単価 増加額	2段階改正 予定等
R7. 4	日進市	25. 5%	113. 2円	142. 1円	28. 9円	
R7. 4	みよし市	20. 0%	109. 2円	131. 0円	21. 8円	2段階目で17%程度の改定を予定
R7. 4	長久手市	23. 0%	122. 9円	151. 2円	28. 3円	
R7. 4	東郷町	27. 5%	108. 8円	138. 7円	29. 9円	

※公共下水道事業の状況(見込・目標値を含む。) ※使用料単価は税抜

3. 下水道使用料の検証

○ 25. 6%改定した場合の単純試算

世帯人数	下水道使用料			(参考)光熱水費等		
	現行使用料	現行使用料に 25.6% を乗じた金額	増加額	水道料金	電気代	ガス代
1人(8m ³ /月)	957	1,202	245	2,120	6,808	3,331
2人(15m ³ /月)	1,595	2,003	408	2,931	11,307	4,900
3人(20m ³ /月)	2,145	2,694	549	3,652	13,157	5,555
4人(23m ³ /月)	2,504	3,145	641	4,166	13,948	5,427
5人(28m ³ /月)	3,104	3,899	795	5,024	15,474	5,506

※ 月額・税込み金額

※ 水道料金は、愛知中部水道企業団(口径20ミリ)の料金で試算

※ 電気代・ガス代は、家計調査 家計収支編(2022年)【総務省】から抜粋

3. 下水道使用料の検証

○経営改善の取り組み

取り組み	内容
愛知中部水道企業団への徴収事務委託	下水道使用者の利便性の向上と徴収事務の簡素化のため、水道料金と下水道使用料を一体的に徴収する。
東郷町との管路状態監視調査の共同化	『広域化・共同化計画』に従い、管路状態監視調査を東郷町と共同発注することで、コスト削減を図る。
名古屋市との指定工事店登録事務の共同化	指定工事店登録事務を一元化することにより、業務の効率化とコスト削減を図る。
下水道計画区域の縮小	下水道計画区域から市街化調整区域を除外することで、将来的な整備費用を削減。

資料のまとめ

「収支ギャップ」解消に向けた経営改善の取り組みを実施

下水道使用料収入だけで汚水処理にかかる費用を回収することは困難

改定率(目安) **25.6%** の下水道使用料改定を実施した場合

経費回収率 **100%** 水準の確保

- ・ 汚水処理にかかる費用を下水道使用料で回収することが可能となる。

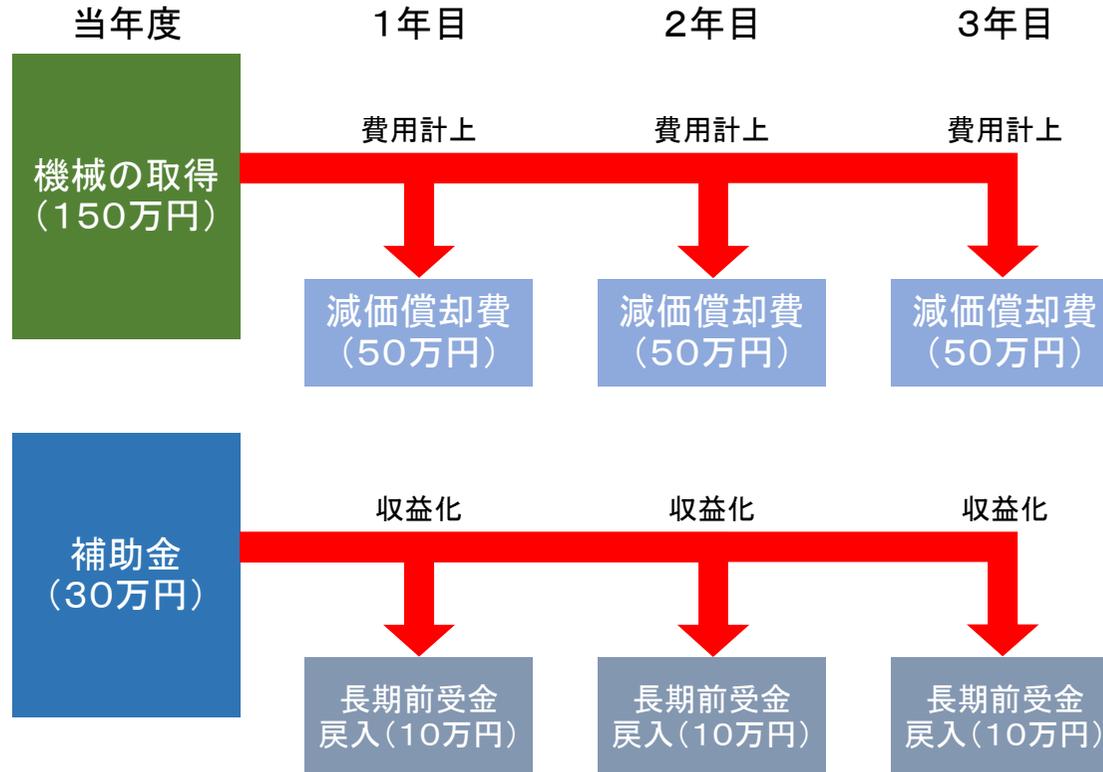
約 8 億円 (R 8 ~ R 1 2) の他会計補助金 (一般会計繰入金) の削減

- ・ 他会計補助金(一般会計繰入金)に依存しない自立・安定した経営基盤の構築
 - ・ 下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間の公平性の確保
-

下水道事業会計の仕組み(当日配布資料)

○減価償却費と長期前受金戻入(非現金収支)

機械(150万円・耐用年数3年)を購入。うち、国からの補助金30万円を充てた場合。
(※その他の条件は考慮しないものとする)



現金支出が伴わないため、各年度に40万円(減価償却費50万円 - 長期前受金戻入10万円)が内部留保される。
= 将来の施設整備費等になる(補てん財源)